



池田総合特許法律事務所 ニュースレター

～夏だより～

平成27年8・9月 第9号



～ 残暑お見舞い申し上げます ～

小学生のノートといえば、表紙に昆虫や花の綺麗なカラー写真を載せた『ジャポニカ学習帳』シリーズを思い浮かべる人が多いと思います。ところが、2012年以降は、その表紙から、昆虫写真が消えてしまいました。メーカーによると、昆虫写真は、気持ちが悪いからやめてくれという「クレーム」が、保護者ばかりでなく教師からも寄せられた事による、とのこと（「『過剰反応』社会の悪夢」、榎本博明著、角川新書より。）。このほか、この本では、「子どもの声がうるさい。」と言ってクレームが寄せられ、保育園児が、外で遊ばず、2重窓の室内で一日中生活しているといった例も紹介されています。

世の中が、ギスギスし、自分の価値観に合わないものは、徹底的に排除するといった不寛容な人が増え、それに対して、過剰過敏に反応するという人や企業もまた増えてきます。行き過ぎた反応は、クレマーの万能感をさらに膨らませ、クレームをエスカレートさせます。ネット社会化で、仮想現実の世界が現実そのものよりも「現実感」の強いものとして立ち上がり、現実の人間関係や自然との接触の機会を失う中、価値観の多様化とその尊重がゆがんだ方向に進んでいるのではないのでしょうか。

この夏は、スマホ、SNSと隔絶した環境の中で、ご家族と一緒に、五感を働かせ、自然や人とのリアル世界での接触、交流を心がけてみてはどうでしょうか。気が付かないうちに失っていた何かに気づくかもしれません。

追伸 アマゾンで昆虫シリーズの学習帳の復刻版を通信販売していることを知りました。祝報かと思いきや、品切れで、3倍のプレミアムとなっている由一ヤレヤレ、ネット恐るべし。

＜池田伸之＞



はじめに

ニュースレター第9号（夏だより）をお届けします。

皆様のご意見、ご質問、ご感想等を当事務所まで頂けると嬉しいです。

皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、ご意見・ご疑問もご遠慮なく、当事務所（FAX052-684-6291）までお寄せください。

相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

☎ 052-684-6290

受付時間9:00AM～5:30PM

事務所からのお知らせ ～セミナーを開催します～

同封しました案内文の通り、以下の内容のセミナーを開催します。

- ◎9月2日(水) 争族セミナー (お子さんのいない夫婦、再婚夫婦向けに特化した相続対策、お墓の問題も含め深掘します。)
- ◎9月17日(木) 介護セミナー 介護業務に伴うトラブル・クレーム対応 (介護を巡っては、多様なクレームが寄せられたり、親族間の争いに巻き込まれる場合があります。そうした場合の対応のノウハウをお話します。岡崎にて開催します。)
- ◎10月6日(火) カウンセリングセミナー (カウンセリングの極意から、人の話を聴く、人への理解を深める方法を学びましょう。)

お気軽にお問い合わせのうえ、ご参加頂けると幸いです。

今後もセミナーを開催する予定です。ご希望のテーマやご意見等ありましたら、当事務所まで、お電話、FAX、メール等でご連絡願います。ご希望やご意見に沿う内容のセミナー企画をさせて頂きたいと思えます。

出張セミナーも随時、行っています。ご遠慮なく、お問い合わせ下さい。

**8・9月も無料相談を
行っています。**

日程については、お電話にてお尋ね下さい。

☎ 052-684-6290

受付時間9:00AM~5:30PM

ikedalawpatent@par.odn.ne.jp

ちょっと相談 ～ミニコラム～



Q 父が亡くなりました。生前、父からは、海に散骨して欲しいと言われていましたが、どこに散骨しても問題はないのでしょうか？

A 日本では、「墓地、埋葬等に関する法律」がありますが、散骨についての明記がなく、海洋散骨をしてくれる業者もあります。但し、遺骨の損壊・遺棄も犯罪とされており、遺骨を粉末状態にすること自体が「損壊」に、散骨が「遺棄」と解釈される余地があります。また、水産物の被害や散骨している様子を見た人からの風評被害等でトラブルになる可能性がありますので、注意が必要です。そのため散骨をされる前に地元の自治体に確認されることをお勧めします。

自宅の庭への散骨についても、近隣住民の不快感や不動産価値の下落も考慮する必要があります。なお、埋葬するのは墓地でなくてはならず、自宅の庭にお墓を建てることは、違法となります。但し、納骨堂を建てそこに遺骨を納めるのであれば、違法とはなりません。都道府県知事の設置許可が必要となりますので、実際にはなかなか難しいでしょう。

なお、収骨しないという方法もあります。この場合は、火葬の前に相続人代表者がその旨、書面で確認することを求められます。但し、火葬場によっては、必ず、収骨して下さい、というところもありますので、確認が必要です。

お墓の管理の大変さから、墓仕舞いといったことも、話題とされ、今後は、お墓を建てないことを希望される方が増加し、法律も変化していくかもしれません。





今年の6月1日から、改正された道路交通法が施行となりました。改正によって、自転車についての規制が大きく変わったことは、皆さんもニュースなどでご存じかと思いますが、具体的にどう変わったのかわからないという方も多いかもしれません。そこで、今回の改正のポイントを中心に自転車の規制について説明します。

1. 大きなポイントは、「**自転車運転者講習制度**」が導入されたことです。危険行為として定められた14の行為を3年以内に2回以上してしまうと、**講習の受講が必要**となります。

主たる危険行為は、以下の通りです。

- ・ 信号無視 ・ 酒酔い運転
- ・ 指定場所一時不停止等
- ・ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- ・ 交差点優先車妨害等
- ・ 安全運転義務違反

自転車であれば大丈夫だろうと思っていたことが意外に多いのではないのでしょうか。他の車両との優先関係や歩行者との関係等、意識していなかったこともあるでしょう。

安全運転義務違反は、その内容が不明確です。具体的には、「傘さし運転」や「ながらスマホ運転」で事故を起こした場合です。

ただ、道交法ではなく、道交法の委任を受けた都道府県の道路交通規則において、「傘さし運転」「ながらスマホ運転」「イヤホンで周囲の音が聞こえない状態での運転」といったものは禁止されており、それに違反すれば**5万円以下の罰金**となります。

2. では、違反をした場合の講習とはどのようなものなのでしょうか？

→1回の講習時間は3時間、手数料は5700円（標準額）ということですが、詳細についてはまだ不明です。

命じられた講習に行かなかった場合どうなるのでしょうか？

→受講命令違反に対し、5万円以下の罰金が科せられます。これは交通違反の反則金ではなく、**刑事事件としての罰金**ですので、くれぐれもご注意ください。

皆さんはあまり意識がないかもしれませんが、自転車も「軽車両」であり、元々交通違反をすれば「赤切符」を切られて罰金を払わなければなりません。ただ、自動車やバイクは「青切符」による反則金を支払う制度がなかったため、実状では重大な違反でない限り、摘発されにくかったと言われています。

その意味で、今回の講習制度は、自転車についての中間的な取締り制度を取り入れたという評価が出来ます。

3 運転免許を持っている人の場合、自転車講習を受けなかった場合に、運転免許にも影響が出ないか、例えば免停になることはないのかということが気になります。

これについては、道交法上、受講命令違反の効果として免停になることは定められていません。しかし、自転車においても危険な運転をして重大な結果を生じさせた場合には、免停の処分がなされる可能性がありますので、注意が必要です。

実際に、今年の5月29日、愛知県警は、自動車などの運転免許所有者を自転車の酒酔い運転で摘発した場合、人身事故のような悪質なケースに道交法の規定を積極的に適用し、最長6カ月の免許停止処分とする方針を発表し、この方針は、6月1日から始まりました。

4 これまで見てきたように、自転車についての規制は、益々厳しくなっています。これは、自転車の関わる事故が大幅に増加してきているという状況を受けてのものです。

自転車での違反といっても、決して軽く考えてよいものではありません。新しいルールをしっかりと把握し、安全運転に勤めることが第一です。
(上杉謙二郎)

—法律コラムより—（事務所ホームページに掲載しました。）

民間事業者はマイナンバー制度への準備をお早めに！
全国の全事業主が対応する必要があります！



マイナンバー制度の導入が2016年1月スタートと定められ、間近になってきました。もともと個人情報については、5,000件を超える個人情報を保有する企業に情報保護を義務づけていますが、マイナンバー法は1件でも保有すれば情報保護の措置をとらなければなりません。全国の全事業者が何らかの対策を講じることが必要となります。



今年10月頃に個人宛に「通知カード」が届き、希望者には、自治体窓口で申請されれば、マイナンバーが記された顔写真付個人番号カードが発行されますので、身分証明書としても機能することになります。マイナンバーの対象範囲は、まずは税、社会保障、災害対策ですが、その後は、他の分野にも広げられる可能性があります。社会保障分野とは、年金、労働（雇用保険を利用する資格取得・確認、給付の場面）、福祉・医療などに分かれます。

この仕組みの前提として、民間企業は準備が必要です。企業は、従業員のマイナンバーを届け出てもらわなければなりません。①マイナンバーの申出書類②マイナンバー通知カード③免許証など本人確認できる書類、の3点セットを出してもらいます。

マイナンバーは住民票に基づいて付番されます。また法人には、法人登記を行っている法人には法人番号が付されます。

企業は、マイナンバー利用する事務実施者と位置付けられ、給与の源泉徴収票や報酬・契約金、あるいは配当金の支払い報告を作成する際にマイナンバーを提示してもらう必要があります。事務を行うにあたり、個人情報を扱いますから、番号申告を受けての本人確認、番号関連情報の安全管理に注意を払わなけれ

ばなりません。

もっとも、マイナンバーの導入によって、全く新しい業務が生ずるというよりは、改めてマイナンバー利用に関する既存の業務の見直しを要するということです。中には、本人確認を求めることから、今まで、会社の事務の根拠が曖昧であったような場合には、手続事務に関する根拠規程や規則を作成する準備もあると思われます。

さらに言えば、マイナンバーを本来の用途以外に利用することは法律上禁じられています。関係のない業務のためにマイナンバーを参照していないか、故意にマイナンバーを漏洩するために不正アクセスしていることはないかなどマイナンバー記録にアクセスしたり利用した履歴を残し、システムとして対応できるように準備を進めて下さい。

マイナンバーは、様々な社用での手続に影響を及ぼすものと考えられますので、準備に取りかかるのは早い方がよいと思います。

対応の必要の有無がわからない場合や手続の要否について疑問があれば、対象分野の関連機関に問い合わせたり、コンプライアンスに詳しい弁護士等に相談されることをお勧めします。

〈池田桂子〉

私的絵画百選③



フランчесコ・アイエツ
「接吻」le Vacio(イタリア語)

Francesco Hayez
油彩110cm×88cm
1859年制作
ブレラ美術館所蔵（ミラノ）

接吻という題の美術作品は少なくありません。写真家ドアノーのパリ市庁舎前の街頭でのキスシーンの写真、ロダンの男女の塑像、絵画でいえばクリムトの作品を思い浮かべる方も多いと思います。私の一押しはこの作品。アイエツ（1791年生～1882年没）は、イタリア・ロマン主義を代表する画家で、極めて高度な写実的描写を得意とする画家です。どの作品も知的かつ抒情性溢れています。天井画や肖像画を残していることから当時から人気のあった画家の1人だったようです。

階段の登り口で人目を忍んで抱擁する二人。帽子を被りマントを着た男性は限られた時間に逢いにやってきたようです。右手を女性の顔の左顎辺りに、左手は後頭部に置いて、しっかり女性の唇をとらえています。女性は半分目を閉じてこれに応じています。受け入れる姿勢は少し窮屈そうではありますが、淡い水色の光沢のあるドレスからは、それなりの身分ある子女と推察されますが、ドレスの艶めく質感が素敵です。

美しい構図を取ろうとすると、絵の主人公たちはどうしても窮屈な姿勢を取らざるを得ないように思います。ロダンの接吻然り。このポーズを実現することはちょっと大変と頭

をひねるのですが…。

91歳まで生きたアイエツは、この作品を68歳で描いたと聞きます。この絵の階段には影が映っています。彼の生きた時代、北イタリアには多くの都市国家があり北イタリアはオーストリア帝国の支配を受けていました。リソルジメントというイタリア統一独立運動があり、1861年にイタリアは統一され第2次世界大戦まで、続きました。この絵の時代背景もそんな市民運動の影を匂わせているのかもしれませんが。ミラノ貴族アルフォンソ・ヴィスコンティ・ディ・サリチェート伯爵から依頼されたこの作品は、ブレラ美術アカデミーで発表され、当時のミラナーゼたちのオーストリア追放による歓喜とともにありました。ドレスのブルー色は、運動の陰にあったフランスとの同盟を示唆しているとも言われています。女性のドレスの青、レースの白、そして男性のタイツが赤（フランス国旗の配色）。アイエツはイタリア統一後の1861年にも全く同じ構図で「接吻」を制作しています。ドレスは白、本当は純白な無垢の愛を描きたかったのかもしれませんが。

＜池田桂子＞